

デジタル自動孔版印刷機（両面对応）賃貸借契約仕様書

- 1 調達件名 デジタル自動孔版印刷機（両面对応）賃貸借契約
- 2 数量 2台
- 3 契約期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで（60か月間）
地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。ただし、契約締結日の翌日から令和5年11月30日までは、準備期間として無償とする。
- 4 設置場所 佐野市役所 6階 印刷室
- 5 デジタル自動孔版印刷機（両面对応）仕様
 - (1) 「グリーン購入法」及び「国際エネルギースタープログラム」の基準を満たし、かつ、次に掲げる仕様を満たす機種とする。
 - (2) 仕様
 - ①製本方式：デジタル製版
 - ②印刷方式：全自動両面孔版印刷
一度の製版で1,000枚以上の両面印刷が可能であること。
 - ③カラー対応：モノクロ
 - ④解像度：読み取り600dpi×600dpi以上
書き込み600dpi×600dpi以上
 - ⑤原稿サイズ：A3（最大）から官製ハガキ（最小）までのサイズに対応できること。
 - ⑥印刷サイズ：片面印刷時 A3（最大）から官製ハガキ（最小）までのサイズに対応できること。
両面印刷時 A3、B4、A4のサイズに対応できること。
 - ⑦製版速度：片面印刷時 25秒以内
両面印刷時 60秒以内
 - ⑧印刷速度：片面印刷時 60～130枚/分以上（5段可変以上）
両面印刷時 45～100枚/分以上（3段可変以上）
 - ⑨印刷倍率：等倍・固定・用紙サイズ連動・ズーム・独立の各変倍機能（拡大・縮小各3段階以上）を有すること。
 - ⑩給紙容量：1,000枚以上
 - ⑪操作方式：大型液晶タッチパネル
 - ⑫インク及びマスターの供給方式：全自動

⑬電源：AC100V

⑭消費電力：最大630W（省エネモードを装備すること。）

⑮使用時の大きさ：1,625mm（W）×735mm（D）×1240mm（H）程度以内

⑯対応OS：Windows10以上

⑰インターフェース：USB 2.0

⑱その他：・自動原稿送り装置付きであること。

・環境配慮型インクを使用できること。

・設置した日から起算して1年間は無償補償期間とすること。

・納品時に当初の消耗品等は付属すること。

※上記以外にも機能上必要な設備が整っており、契約期間内の使用に十分耐え得る機種であること。

6 契約金額について

契約金額には、本体及び付属品の借りに係る費用のほか、次に掲げる費用を含む。

(1) 新設印刷機の搬入、移動、設置及び初期設定に要する費用

(2) 印刷機の保守点検に係る費用

※見積金額は、60か月分の本体及び付属品の借上料並びに保守点検料金の合計額（税抜）とすること。

7 保守点検等について

(1) 保守点検の対応時間については、月曜日から金曜日まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、印刷機の使用停止等を伴う場合はこの限りでない。

(2) 保守員は、印刷機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とすること。

(3) 印刷機の使用頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備を行うこと。

(4) 保守点検等の依頼があった場合、概ね2時間以内に作業を開始すること。

(5) 印刷機が、頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない場合には、速やかに代替機を配置すること。

(6) 使用済みインクカートリッジを回収すること。

(7) 印刷機の状態を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

8 賃借料の支払方法

(1) 支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃借料を市に請求するものとする。

(2) 市は、適法な支払い請求書を受領した後30日以内に賃借料を指定された金融機関の口座へ振り込むものとする。

9 その他

- (1) 契約期間の満了後は、当該印刷機を再リースする契約を別途締結し、又は返却するものとする。ただし、返却する場合は、機器の撤去、搬出及び廃棄に係る費用は、受注者側にて負担すること。
- (2) アフターサービス及びメンテナンスの体制表を提出すること。